

株式会社 大米建設 女性活躍推進法に基づく行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮できるよう、女性の活躍を推進するとともに、仕事と家庭の両立ができる企業となるため、次のような行動計画を策定する。

1、計画期間 令和 2年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日までの5年間

2、内容

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する事項

目標 1： 役職者（主任以上）における女性労働者の割合を現在の 4%から倍の 8%にする。

<対策>

- 令和 2年 6月～ 男女を問わず能力に応じた人物本位の昇給査定を継続する。
- 令和 2年 7月～ 女性役職者を定期的に計測し、目標の達成状況を把握する。
- 令和 2年 7月～ 男女問わず 7月の人事異動において新任管理職に対し、管理職育成研修を実施する。
- 令和 2年 9月～ 女性が活躍できる職場風土づくりのため、管理職層を対象に、女性のキャリア支援に関する研修を実施する。

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する事項

目標 2： 有給休暇取得率を現在の 39.5%を 60%以上にする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 朝礼や電子メールにて、社員へ有給休暇の積極的な取得を促す周知を行う。
- 令和 2年 7月～ 有給休暇取得率が低い社員について年間の有給休暇取得計画を策定する。
- 令和 2年 12月～ 当社の有給一斉付与月が 1月 1日の為、有給取得率の把握を毎年 12月に行う。